

令和6年度 石川県サービス管理責任者等基礎研修 開催要項

1. 目的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)の養成を図ることを目的とする。

2. 主催 石川県

3. 実施機関 社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

4. 対象者 県内の指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として活動しようとする者

- ※ サービス管理責任者等として従事予定の方は「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」も受講する必要があります(下記のサービス管理責任者等基礎研修の講義とは異なりますのでご注意ください)。「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を未受講の方は別途、研修受講を申し込みしてください。

石川県相談支援従事者初任者研修(講義部分)

開催期日 令和6年7月25日(木)、26日(金) オンライン研修

申込は後日お知らせする「令和6年度 石川県相談支援従事者初任者研修」開催要項をご確認ください。

- ※ 受講時点(7月11日(木))において、必要な実務経験を満たす2年前から受講可
- ※ サービス管理責任者等の必要な実務要件は、別添資料2をご確認ください。
- ※ サービス管理責任者等とサービス提供責任者は異なります。サービス提供責任者(居宅系のサービス)については、当研修の受講の必要はありません。

5. 定員 160名

- ※ 県内の事業所勤務の方、県内在住の方からの申込のみとさせていただきます。
- ※ 定員超過の場合には、受講者を選考させていただく場合があります。
- ※ 1事業所から複数人お申し込みの場合、各事業所において推薦順位が高い方を優先的に受講決定させていただきます。

6. 日程・実施方法

区分	開催期日	実施場所・方法
講義	令和6年7月11日(木) 9:25~15:15 12日(金) 9:15~15:00	Zoomによるオンライン研修
演習	A日程 令和6年7月31日(水) 8:50~17:45	集合研修 石川県地場産業振興センター新館コンベンションホール (金沢市鞍月2丁目20番地)
	B日程 令和6年8月1日(木) 8:50~17:45	
	C日程 令和6年8月2日(金) 8:50~17:45	

※ 本研修の講義部分はZoomによるオンライン研修となります。入室URL等、詳細は受講承認日に通知される「受講票」の連絡事項に記載します。

※ 演習は上記3日程に分けて実施予定で、どちらかの日程を受講いただきます。各日程の受講者数調整のため、日程の指定はできません。どちらの日程でも受講できるよう、勤務調整をお願いします。

※ 演習の受講日程は事務局で決定し、受講承認日に別途メールにて通知します。

7. 受講費用 5,000円(事前振込)

※ 受講費用は事前振込いただきます。詳細は「受講票」の連絡事項に記載します。

8. 申込期限 5月31日(金)

9. 参加申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、上記申込期日までにお申込みください。
申込手順は下記の通りです。

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ(URL: <http://www.isk-shakyo.or.jp/>)の上部メニュー「福祉の研修」をクリックします。
- ② 「研修新着情報」から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。
- ③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の「申込」をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。
- ④ 必要事項(※印は必須項目)を入力後、「申込確認画面へ」をクリックし、入力内容を確認の上、「申し込む」をクリックして、申し込み完了です。
- ⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。
メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。
なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。

10. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

- (1) 事業所種別等であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に入力してください。
- (2) 「推薦順位」欄は、受講希望者が同一事業所内で複数いる場合に入力してください。
- (3) 生年月日は修了証書に記載しますので、必ず入力してください。

※ 本人確認等で必要となります。詳細は「16. 修了証書の交付等」をご確認ください。

- (4)「業務の従事年数」欄は、相談支援業務及び直接支援業務に従事した通算年数を、それぞれ入力してください。
- (5)「資格の名称と資格に係る従事年数」欄は、別添資料2-②及び2-③のb、dに該当する資格をお持ちの場合、その名称と従事年数（資格登録日以降）を入力してください。
- (6)「相談支援研修講義部分修了年度」欄は、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講年度を入力してください。なお、未受講の場合は必ずその旨を入力してください。
- (7)「今後の勤務形態」欄は、今後の勤務形態として、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者どちらか該当する方を一つ入力してください。
- ※ 入力内容により、修了証書の表記が異なります。詳細は「16. 修了証書の交付等」をご確認ください。

11. 演習課題

演習受講にあたっては課題を提出いただきます。

※ 詳細については別途ご案内します。

※ 課題未提出の場合や、提出された課題に不備が多い場合は、受講を取り消すことがあります。

12. 受講承認

定員の範囲で受講者を承認し、結果は6月11日（火）頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

※ 受講承認日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

13. 研修資料

開催期日の1週間前頃に、申込時法人情報の「住所1」に入力された住所に郵送予定です。

※ 「勤務先住所等」に入力がある場合は、そちらに郵送します。

※ 入力の際は、入力に誤りがないかを必ずご確認ください。

14. Zoom 接続テスト（任意）

Zoomの接続テストは、下記URLより必要に応じて各自行ってください。

<https://zoom.us/test>

15. オンライン研修受講環境

受講環境は、「マイク・カメラ付きのPC(外付け可)」・「イヤホン」をご用意ください。

※ 原則、ネットワーク環境は有線が推奨されます。無線Wi-Fi環境を利用する場合は、同じ建物内でも電波状況にムラがあるので、電波状況の良い場所で受講してください。

16. 修了証書の交付等

研修を修了した者には、修了証書を交付します。

注1) 自然災害や交通機関の遅れ等のやむをえない事情がある場合を除き、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

注2) 受講態度が著しく不良である場合（オンライン講義中の居眠りや受講中の携帯電話の使用等）は、修了した者として認めない場合があります。

注3) 修了証書には、ご入力いただいた生年月日・受講者氏名が記載されます。ご本人確認等で必要となりますので、必ずお間違えのないようご注意ください。

注4) 修了証書の研修名は、それぞれに係る法律が異なるため、「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」に分かれます。ただし、研修名表記が異なるだけで、どちらか一方で両方の基礎研修を修了したものとみなします。

17. 個人情報の取り扱い

受講申込に関する個人情報は、本研修の運営及び修了者名簿の作成等ために使用し、他の目的で使用したり、無断で第三者に提供したりすることはありません。

<申込・研修に関する問い合わせ先>

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 篠原
〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階
TEL 076 (221) 1833 FAX 076 (221) 1834

<資格要件・制度に関する問い合わせ先>

石川県障害保健福祉課 TEL 076 (225) 1428

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

基礎研修を受講する皆さまへ【お願い】

(管理者・研修受付担当の方へ)

サービス管理責任者(以下サビ管)・児童発達支援管理責任者(以下児発管)基礎研修では、サービス担当者会議や個別支援会議(個別支援計画に関する事業所内での会議)について、取り組む演習等があります。

基礎研修演習において、模擬的に経験する機会がありますが、これらの会議がどのようなものかイメージをもった状態で研修に参加できると、より学びが多いと思われます。

研修までに、事業所内等でサービス担当者会議や個別支援会議の機会がありましたら、現役のサビ管・児発管と一緒に基礎研修を受講する方にも経験(会議の参加)をさせて(特にサービス担当者会議)いただくと幸いです。

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

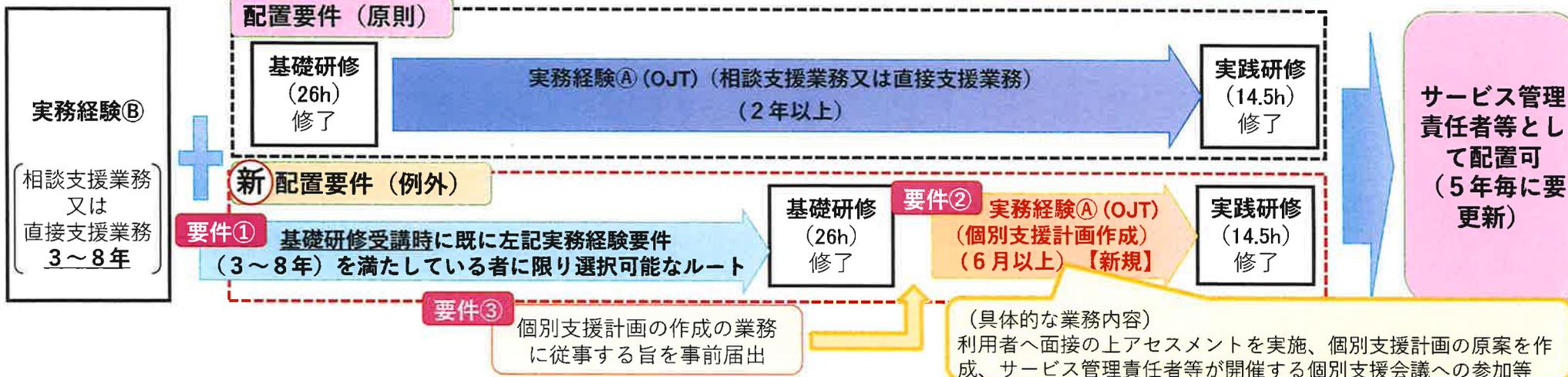
（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件



別添2

相談支援又は直接支援の業務の実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が基礎研修受講日時時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、**6月以上**で可能!

「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件

【実務経験要件】

サービス管理責任者
(別添資料2-②参照)

児童発達支援管理責任者
(別添資料2-③参照)

【研修要件】

・「相談支援従事者初任者研修の講義部分(2日間)」を受講
(11h)

・「サービス管理責任者等基礎研修」を受講
(15h)

2年以上、
(注1)
相談支援
または
直接支援
の業務に
従事

・「サービス管理責任者等実践研修」を受講
(14.5h)

【資格取得】

サービス管理
責任者

児童発達支援
管理責任者

として配置

【資格更新】 (注2)

・「サービス管理責任者等更新研修」を受講
(6h)

※5年毎に
受講

(注1) 実践研修の受講にかかる実務経験

受講日前5年間に於いて2年以上(一定要件を満たした場合は「6月以上」)の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある

【要件】

- ①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置にかかる実務経験要件を満たしている。
- ②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成業務(すでにサービス管理責任者が配置されている事業所において個別支援計画の原案作成までの一連の業務を行う等)に従事する。
- ③上記業務に従事することについて指定権者に届出を行う。

(注2) 更新研修の研修受講要件

・受講日前5年間に於いてサービス管理責任者等(※)として2年以上従事している、または現にサービス管理責任者等として従事している。

※サービス管理責任者、管理者、相談支援専門員

サービス管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1~)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務(※1)	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上	
		ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者		
		iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者		
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者		
		v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者		
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)		
	直接支援業務(※2)	次の i ~ v に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間		通算8年以上
		i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の従事者、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものの従業者		
		ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者		
		iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者		
		iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者		
		v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者		
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ~ v の直接支援の業務に従事した期間		通算8年以上	
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間		a~c通算3年以上かつd通算3年以上	

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※1)相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※2)直接支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務をいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者(児)の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	i 地域生活支援事業における相談支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		ii 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
		iii 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者	
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者	
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)	
直接支援業務	b	次の i ～ v に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		i 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床の従業者	
		ii 障害児通所支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者	
		iii 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	
		iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従事者	
		v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者	
c	社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ～ v の直接支援の業務に従事した期間	通算3年以上 かつd 通算5年以上	
d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間		

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

※1)相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これらに準ずる業務

※2)直接支援の業務とは、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務

令和6年5月現在

サービス管理責任者等に関するQ&A

共通

Q：相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了しているが、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を再度受講しなければならないのか。

A：相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了していれば、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講しているものとみなされます。

基礎研修・実践研修

Q：サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者はサービス管理責任者等として配置できるのか。

A：2年以上（※一定の要件を満たした場合は6か月以上）の直接支援又は相談支援の業務に従事した後、サービス管理責任者等実践研修を修了することで、サービス管理責任者等として配置できます。

※ <一定の要件>

- ① 基礎研修修了時にすでにサビ管等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において以下の個別支援計画作成の業務（少なくとも概ね10回以上）に従事する。
 - ・サビ管等が配置されている事業所において、個別支援計画作成の原案作成までの一連の業務を行う。
 - ・やむを得ない事由によりサビ管を欠いている事業所において、サビ管等とみなして従事し、個別支援計画作成の一連の業務を行う。
- ③ 上記業務に従事することについて、県に届出を行う。

<③の県に届出が必要な書類>

- ①変更届出書（様式第2号）、②指定に係る記載事項（付表）、③経歴書、
- ④雇用契約書（写）、⑤従業者の勤務体制及び勤務形態一覧、⑥組織体制図、
- ⑦資格を証する書類（写）、⑧実務経験証明書、
- ⑨相談支援従事者研修（講義部分）受講証明書、
- ⑩サービス管理責任者等研修修了証（写）

※ 個別支援計画の業務に従事していることがわかるよう、④の勤務形態一覧の職種欄に「サビ管（計画業務従事）」等と記載すること。

なお、実務経験要件を満たしている者が、令和3年度までにサービス管理責任

者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した場合、経過措置として、両研修修了時から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者等として配置することができます。

Q：サービス管理責任者等基礎研修を修了したが、実務経験の要件を満たさず、5年経過した場合には、再度、基礎研修からの受講となるのか。

A：実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上実務経験がある場合に受講することができることから、再度、基礎研修から受講する必要はありません。

更新研修

Q：令和5年度に更新研修（1回目）を受講した場合、次の更新研修受講（2回目）はいつになるのか。

A：研修受講年度の翌年度から5年度間（令和6年度から令和10年度）に1回更新研修を受講してください。また、その次（3回目）は令和11年度から15年度までの5年度間に1回更新研修を受講してください。

Q：令和5年度に更新研修を修了できず資格を失った場合どうすればいいのか。

A：更新研修を修了できず資格を失った場合、令和6年度以降に実践研修をしてください。

Q：更新研修を受講する際はサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として配置されている必要があるか。

A：過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は現にこれらの業務に従事していることが必要です。

※ 制度改正により内容が一部変更になる場合があります。

令和6年度 石川県サービス管理責任者等基礎研修プログラム

◇講義(オンライン研修)

開催日	時間	内容
7月11日(木)	9:00~9:25	受付
	9:25~9:30	事務オリエンテーション
	9:30~15:15	行政説明
		サービス提供の基本的な考え方
		サービス提供のプロセス①
		昼食
		サービス提供のプロセス②
サービス等利用計画と個別支援計画の関係		
7月12日(金)	8:50~9:15	受付
	9:15~9:20	事務オリエンテーション
	9:20~15:00	サービス提供における利用者主体のアセスメント
		昼食
		個別支援計画作成のポイントと作成手順

◇演習(集合研修) 会場 地場産業振興センター新館コンベンションホール

A日程：7月31日(水) / B日程：8月1日(木) / C日程：8月2日(金)	8:25~8:50	受付
	8:50~9:00	事務オリエンテーション
	9:00~17:45	個別支援計画の作成(演習)
		昼食
		個別支援計画の作成(演習)
個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法(演習)		

※ 当日は、ご自身のアカウント名にご留意ください。詳細は「受講票」連絡事項に記載します。

※ 受講中(休憩含む)は、Zoomを退出しないでください。通信状況によっては、再入室不可となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 研修時間は進行状況により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。